

えどがわ推しPR隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区民及び江戸川区（以下「区」という。）に関わる人々が主体となり、様々な媒体を活用し、かつ、機会を捉えて区の魅力を発信することにより、江戸川区民の区に対する愛着及び誇りを醸成するとともに、江戸川区内外における区の認知度及びイメージの向上を図る団体（以下「えどがわ推しPR隊」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 えどがわ推しPR隊は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 区ならではの魅力、地域資源等の情報を個人のInstagramアカウントを活用して発信する活動。この場合において、Instagramの投稿内容は、公開するものとする。
- (2) 区の広報誌への参加、当該広報誌に掲載する記事の提供等区の魅力発信のために区が実施する関連企画への参加及び協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区の魅力発信に資すると江戸川区長（以下「区長」という。）が認めた活動

(登録資格)

第3条 えどがわ推しPR隊に登録することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 区に在住する者又は江戸川区内に通勤し、若しくは通学する者
 - (2) えどがわ推しPR隊として区の魅力の発信に用いるInstagramアカウントを保有し、又は作成を予定している者
 - (3) 区の魅力を発信する意欲を持ち、区の魅力発信に係る企画に積極的に参加する意思を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、効果的な魅力発信に適していると区長が認めた者をえどがわ推しPR隊に登録することができる。

(登録不可)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、えどがわ推しPR隊に登録することができない。

- (1) 江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例37号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者
- (3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者

- (4) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、区長が適当でないと認める者

（周知）

第 5 条 区は、えどがわ推し P R 隊の登録者の募集に当たり、区の公式 S N S、広報誌等により広く周知する。

（申込み）

第 6 条 えどがわ推し P R 隊の登録を申し込む者（以下「申込者」という。）は、えどがわ推し P R 隊登録申込書（第 1 号様式）を区長に提出するものとする。この場合において、申込者が未成年者であるときは、当該申込者は、当該登録について親権者の同意を得なければならない。

（登録）

第 7 条 区長は、前条の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、第 3 条に規定する登録資格に該当すると認めたときは、えどがわ推し P R 隊として登録するものとする。

2 区長は、前項の規定による登録をしたときは、えどがわ推し P R 隊登録決定通知書（第 2 号様式）により当該登録を受けた者（以下「登録者」という。）に通知するものとする。

（活動期間）

第 8 条 登録者の活動期間は、登録を受けた日から登録の取消日までとする。

（登録の変更）

第 9 条 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、えどがわ推し P R 隊登録変更申込書（第 3 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による登録内容の変更の申込みがあったときは、速やかに変更内容を確認し、登録内容を変更したときは、えどがわ推し P R 隊登録変更通知書（第 4 号様式）により当該申込みをした者に通知するものとする。

（禁止事項）

第 10 条 登録者は、えどがわ推し P R 隊の活動を通じて、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為及び当該行為を助長する行為
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷する行為
- (3) 政治又は宗教活動を目的とする行為
- (4) 区又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他の営利を目的とする行為
- (6) 人種、思想、信条等を差別する行為及び差別を助長する行為
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する行為

- (8) 虚偽、うわさその他の事実と異なる内容を流布する行為及びそれを助長する行為
- (9) 本人の承諾なく個人情報を持定し、開示し、又は漏えいする等プライバシーを害する行為
- (10) 有害なプログラム等を流布する行為
- (11) わいせつな表現等を含む不適切な行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適切と認めた行為

(登録の取消し)

第 11 条 区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者からえどがわ推しPR隊登録取消申出書(第5号様式)の提出があったとき。
- (2) 虚偽の申込みが判明したとき。
- (3) 第2条に規定する活動を1年以上行わないとき。
- (4) 第3条に規定する登録資格に該当しなくなったとき。
- (5) 前条に規定する行為を行ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 区長は、前項の規定による登録の取消しを行ったときは、その旨をえどがわ推しPR隊登録取消通知書(第6号様式)により登録者に通知するものとする。

(費用)

第 12 条 えどがわ推しPR隊の活動は、無償とする。

2 登録者が行うえどがわ推しPR隊の活動に係る経費は、当該登録者の自己負担とする。

(免責事項)

第 13 条 区は、えどがわ推しPR隊の活動により生じた不利益、損害、事故等に対し、その一切の責任を負わない。

(区の支援)

第 14 条 区は、えどがわ推しPR隊に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 区が実施する事業に関する情報提供
- (2) えどがわ推しPR隊の活動に資する講習会等の開催
- (3) えどがわ推しPR隊の活動及び情報交換の機会の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、えどがわ推しPR隊の活動に必要な支援

(知的財産権)

第 15 条 区が登録者に帰属する著作権及び肖像権(えどがわ推しPR隊の活動に係るものに限る。以下同じ。)を区の公式SNS、広報誌等の情報発信において使用する場合は、その使用を許可されたものとみなす。

2 前項の規定により登録者に帰属する著作権及び肖像権を使用して発信した情報は、えどがわ推しPR隊の登録の取消し後も削除しないものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（個人情報の取扱い）

第16条 区は、登録者から収集した個人情報の取扱いについて、この要綱に基づく事務以外は利用しないものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき必要な措置を講ずるものとする。

（電子申請）

第17条 この要綱に定める申込み及び申出（以下「申込み等」という。）については、電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申込み等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申込み等については、この要綱に規定する当該申込み等に係る書面 により行われたものとみなす。

（電子通知）

第18条 区長は、前条第1項の規定により行われた申込み等に対する通知を電子情報処理組織（区の機関の使用に係る電子計算機と当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行った通知については、この要綱に規定する当該通知に係る書面 により行われたものとみなす。

（庶務）

第19条 えどがわ推しPR隊に関する庶務は、SDGs推進部広報課において処理する。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、SDGs推進部長が別に定める。

付則 （省略）

様式 （別紙のとおり改める。）

付 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行する。